

第2次出雲崎町障害者活躍推進計画

1. 機関名 出雲崎町
出雲崎町教育委員会
2. 任命権者 出雲崎町長
出雲崎町教育委員会
3. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)

出雲崎町における障害者雇用に関する課題

出雲崎町は、出雲崎町教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。

令和4年6月1日現在では、法定雇用者数2名は達成しているものの、法定雇用率 2.6%を下回っている。さらに令和6年4月までに、法定雇用率の 3.0%への引き上げも予定されており、令和5年度以降、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。

目標

1. 採用に関する目標

令和7年6月1日において、実雇用率を当該年の法定雇用率以上とする。

※令和6年度の法定雇用率:3.0%

(令和4年6月1日時点の当町の雇用率:1.84%)

【評価方法】

令和7年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。

2. 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

【評価方法】

毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、定着状況を把握・進捗管理を行う。

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

- (1) 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- (2) 公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。
- (3) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 相談窓口への相談のほか、毎年実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- (2) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- (3) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ア. 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - イ. 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ウ. 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - エ. 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - オ. 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。